

辰野町都市計画審議会議事録

1 開会のことば (宮原課長)

本日は委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから辰野町都市計画審議会を開会いたします。会長が決まっておりませんので、決まるまで進行を務めさせていただきたいと思います。辰野町建設水道課長の宮原と申します。よろしくお願ひ致します。

今回の都市計画審議会は、委員改選後初めての審議会でございます。

皆様に委員の委嘱を致しますので、委嘱書につきましては各机に置かさせていただき交付式は省略させていただきますがよろしくお願ひします。

それでは、武居辰野町長よりご挨拶を申し上げます。

よろしくお願ひします。

2 町長あいさつ

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お忙しい時間にご出席賜りまして心よりお礼を申し上げます。また、日頃より町政に対しまして格別のご支援とご協力を賜わり心よりお礼申し上げます。

平成26年12月に新ごみ中間処理施設の位置決定について審議をしていただきました前回から5年ぶりの都市計画審議会の開催であります。

ご出席の皆様は、新しく委員として委嘱させていただきました。

辰野町では平成29年度より景観行政団体への移行を目指し景観条例の整備に向けて進めているところです。

辰野町の豊かな自然は町民の宝であり、辰野町の景観に憧れて辰野町へ移住してくる方も多いいらっしゃいます。本日は景観計画の素案ができましたので委員の皆様方からご意見を頂き本計画に反映させていきたいと考えています。

今後12月議会で景観条例を提出し今年度中に条例の一部施行をおこない景観行政団体に移行します。令和2年4月1日より完全施行し実際に運用していくたいと考えています。

報告事項でありますが3月20日に駅前地区まちづくり協議会より、まちづくりプラン提案書が町に提出されました。駅前地区は都市計画決定されていました区画整理につきまして区画整理によらないまちづくりを行うため、区画整理を

平成25年に解除する都市計画決定を行いました。町の玄関口である駅前地区にはまだ駅前広場や街路計画が残っております。本日住民視点による地域のあるべき姿を具体化された提案書を報告し、今後街路や駅前広場の変更に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

3 自己紹介

(宮原課長)

続きまして、ここで皆様からそれぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。名簿の順に自己紹介をよろしくお願ひします。

【委員自己紹介】

(宮原課長)

どうもありがとうございました。それでは、続いて事務局から自己紹介をさせていただきます。

(宮原課長)

ここで、事務局から審議会の成立について報告をさせていただきます。

(三浦課長補佐)

それでは、まず委員の出席状況をご報告申し上げます。本日出席は委員総数14名のうち12名です。

辰野町都市計画審議会条例第6条第1項により、過半数の委員の方が出席されていますので、会議が成立した事をご報告致します。

4 会長の選出について

(宮原課長)

続きまして、都市計画審議会の会長の選出をお願いしたいわけですけれども、辰野町都市計画審議会条例第5条第1項では、会長は委員の中から互選する事となっております。選出の方法についてお諮りさせていただきたいと思います。どのようにしたらよろしいでしょうか。

(福島委員)

事務局の方で案があればお聞きしたいと思います。

(宮原課長)

委員から事務局の方で案があればという提案がございましたけれども、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(宮原課長)

それでは、事務局から案を申し上げたいと思います。

(三浦課長補佐)

事務局の案として、建築士である松澤委員が学識経験も豊富で、より中立的な立場だと考えております。お願ひしてはいかがかと思っております。如何でしょうか。

【異議なしの声】

(宮原課長)

異議なしということですので、辰野町都市計画審議会の会長を松澤様にお願いしたいと思います。松澤様には会長席に移動していただきたいと思います。

【松澤委員は会長席へ移動】

(宮原課長)

それでは会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

5 会長あいさつ

(松澤会長)

ただ今、皆様の承認をいただき、会長に選出をいただきました松澤考資でございます。皆様方のご協力により、本審議会におきまして審議会の会長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひ致したいと思います。

皆様のご意見をいただき、本審議会が所期の目的を達成できますように進めてまいりたいと思います。皆様ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

(宮原課長)

どうもありがとうございました。よろしくお願ひ致します。

続きまして、第5条第3項により、会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する事がありますので、指名を会長さんにお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

(松澤会長)

では、座ったまま議事の進行をさせていただきます。会長指名という事でございますので、現在、辰野町農業委員会長の職にあります福島正一郎さんにお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(松澤会長)

はい。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

(宮原課長)

どうもありがとうございました。それでは、職務代理につきましては、福島正一郎さんにお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、岩田委員さんと赤羽委員さんを指名したいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(宮原課長)

それでは、審議会の会長が議長となる事となっていますので、以降の進行につきましては松澤会長の方で議事をよろしくお願ひ致します。

6 審議事項及び報告事項

(松澤会長)

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願い致します。

なお、本審議会は公開となっております。また、議事録については通例にならいまして発言内容、それから発言者の氏名を記載の上、公開というような形となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それから、審議会の内容でございますが、これも通例にならいまして辰野町のホームページに公開する事としてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(松澤会長)

異議なしという事ですので、そのようにさせていただきます。
それでは本日の案件について事務局から説明をお願い致します。

1) 審議事項

(三浦課長補佐)

辰野町景観計画について事務局から説明いたします。

(塚間係員)

景観計画について説明させていただきます。お手元の資料をご確認ください。
景観計画とは景観まちづくりを行う基本的な計画で、建物のデザインや色彩のルールを作るものです。また、上伊那のロードマップに沿って2020年度までに景観条例を作り景観行政団体へ移行することを目指しています。

景観形成基本理念として、辰野町らしい景観を次世代へつなぐ、といったことを掲げています。そのための取り組みとして、景観を保全・育成・復元・創出すること、それぞれの立場で互いに協力すること、県や近隣市町村と連携することを挙げています。

現在は県の条例、計画に基づいて景観形成を行っていますが、町独自の条件に合わせるべく町独自の景観計画を策定するというのが背景にあります。

今までの取り組みとして、平成29年度には景観計画策定委員会を2回開催したほか、景観アンケート、地区別懇談会を実施しました。平成30年度は、策定委員会を9回開催し計画の内容を作っていました。現在、県担当者による内容確認まで完了しています。

計画の中身を説明していきます。まず、景観形成の担い手として個人、地域、事業者、行政の4つの立場を設定し、それぞれの立場で景観形成のためにできることを定めています。

景観計画区域として、辰野町全体に本計画を適用するとしています。

地区区分についてです。地区区分とは景観的特長ごとに分けたものです。その中で、山里・田園地区は町の特徴的な景観を反映した独自のものとなっています。

基準についてです。届出対象行為に定められているものは、30日前までに町へ届出が必要になります。現在辰野町では長野県の届出対象行為の基準に沿って行っていますが、町の景観を守るために、それより厳しい基準とする予定です。

ただし、上伊那の中で足並みを揃えるため、また業者の混乱とならないよう、上伊那の中ではほぼ同じ基準となっています。

届出の流れについてです。届出対象行為の届出は、建築確認申請と同じタイミングで出してもらい、それを町が審査します。審査の中で判断が難しい事例が出たら、景観審議会に意見をいただきます。もしも基準に不適合の場合は、指導や勧告を行います。審査する内容には、高さや色彩等があります。色彩はマンセル値で表し、使用できる色彩の範囲を決めています。ただし例外があり、面積5分の1以内の場合等は使用できます。

町民の皆様にとって、建物の新築等の際に最もかかわることとなり、家を建てるときには基本的には景観計画の届出も必要となります。

(松澤会長)

ありがとうございました。今担当者から説明がありました。委員の皆さんからご意見ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

(田邊委員)

質問ですが、色彩やデザインの基準を決めるにあたって、どのようなリサーチをされたのでしょうか。町固有の景観を守るというお話でしたが、どのようなデザインが辰野町らしさにつながるのかということを調査されたのか、これから調査していくことなのか、教えていただけたらと思います。

(塚間係員)

色彩については、まず近隣市町村の基準を調べ、大きな差が生じないよう考えました。また、コンサルタント業者による、町内建築物で使われている色彩の調査を行いました。辰野町らしいデザインについては、まだ詳細に調査できていないところですので、引き続き考えていきたいと思います。

(田邊委員)

他にもあるのですが。町内建築物の色彩の調査をされたとのことですが、その結果どんな色彩のものが多かったか等、資料編に掲載してはどうでしょうか。設計者がそれを見て、こういった色は使っていいんだ、自分たちも計画に沿って進めていきたい、と思える形にまとめていくのがいいと思います。

また、基本理念の中で景観を保全・育成・復元・創出するということを掲げていますが、そのネタになることをまとめて周知することが重要だと思いますので、概要版やアイデアブックとして、調査したことを見える形にまとめといいかと思います。

(松澤会長)

田邊委員からいただいた意見については、今後の景観計画策定委員会でも取り組んでいきたいと思います。

他の委員さんの方でご質問等ございますでしょうか。

(向山委員)

通常、計画を立てる際には、検証や見直しをするサイクルの計画期間を示すものと思いますが、それが設定されなかった理由は何でしょうか。また、数値目標も示されておりません。目標を定め、数値化するのは大変な作業ですし、設定しなければならないということではなく、その理由をお聞きしたいと思います。

(塚間係員)

計画の期間が設定されていない理由ですが、本計画は景観行政のもっとも基礎的な計画として位置づけられています。そのため、期間や数値目標について具体的に示されているものではありません。計画の見直しも必要に応じて行うというもので、具体的な期間は定めてありません。

(向山委員)

数値目標に関しては必ずしも設定しなくていいとは思いますが、計画が機能しているか点検するためにも、期間を定めて検証するようにしたほうがいいのではないかと考えます。作りっぱなしにならないためにも、5年に1度くらいの期間を決めて見直ししていってはどうかと思います。

(塚間係員)

いただいたご意見については、今後の景観計画策定委員会にもおはかりしていきたいと思います。

(松澤会長)

今後、景観審議会でも検討していきたいと思います。

(岩田委員)

色彩の基準を新築に対して適用していくのはわかりますが、今ある建物に対してはどうなるのでしょうか。また、いろいろな価値観の人がいる中で、強制力はあるのでしょうか。

(塚間係員)

色彩の基準は、新築や外壁塗りなおしといったときのもので、今ある建物を基準に合うよう変えなくてはいけないということはありません。

強制力については、変更命令に従わない場合は景観法の罰則があります。しかし変更命令が出される事例は少ないですし、強制ではなく話し合いで歩み寄れるようにできるといいかと思います。

(松澤会長)

個別事例に対し、景観審議会が意見を出せる仕組みもあります。そこでも解決を図っていけるかと思います。

(岩田委員)

話し合って、彩度を抑えた色にする等しているわけですね。塗り替え工事はどういうふうに把握していくのでしょうか。

(塚間係員)

塗装業者や建築業者に対し、説明会などをを行う予定です。そこで周知を図り、届出のお願いをしたいと思います。上伊那の他市町村ではすでに運用の前例もあります。

(檀原委員)

模様替え、色彩の変更は 100 m²の指定があり、他市町村では確認申請と一緒に届け出るようになっていますので、辰野町でも届け出もらうことになると思います。

個人の自由とは言っても、色彩等ある程度の規制は必要だと思います。強制するということではなく、景観上問題ないようにするということが大切だと思います。

見直しについては、これから届出が始まって、ある程度固まってから熟成していくものと思います。

外の人からもいい景観と思ってもらえるようやっていきたいと思います。そのためには、行政からは周知をし、届出をしっかり出してもらえるようにしてほしいと思います。

(松澤会長)

他の委員さんの方でご質問等ござりますでしょうか。

(向山委員)

最近の景観をめぐる状況として、来年のオリンピック・パラリンピックを含めたインバウンドの誘導があります。標識の統一、ピクトグラムも注目されていると思いますが、この景観計画ではそこに触れられていません。その点についてお聞きしたいと思います。

(塚間係員)

表示の統一やピクトグラムについては、屋外広告物の分野になるかと思います。屋外広告物については、屋外広告物条例を作つて定めることとなつていて、景観計画の中では具体的に取り上げておりません。屋外広告物については、県の屋外広告物条例にのつとつて取り組んでいます。

(向山委員)

景観計画の中でも、屋外広告物のデザインには言及していますし、せっかく今の時代に作るものなので、ピクトグラムにまで踏み込んでいいと考えます。行政がピクトグラムを積極的に導入し、統一されたデザインによって外国人を含めわかりやすくしていくよう、文言を入れるだけでも検討していただけたらと思います。

(松澤会長)

今後の景観計画策定委員会でも、今の内容について研究していきたいと思います。

他の委員さんの方でご質問等ござりますでしょうか。

(田邊委員)

上伊那の中での統一ということもあると思いますが、運用にあたっては町独自の運用をしてもいいと思います。この計画に書いてあることを周知徹底して実現できるかが重要です。届出対象行為には確認申請にはかかわらないものも多いのですが、手続き上は確認申請と同時に届出となっています。確認申請の段階で計画の変更を求められた場合、事業主にも設計者にも負担で、もめる可能性が高いです。そのため、事前協議・問い合わせの手続きがとても大事になります。届出前に景観作りにアプローチしていける仕組みづくりをしてほしいと思います。

(塚間係員)

業者に対して説明会を開く予定のほか、概要版を全戸配布する予定です。いろいろな方法で周知していきたいと思います。

(田邊委員)

景観審議会の前の段階として景観アドバイザーを置き、事前にお願い事項を説明している所もあります。また、計画の中で、今ある景観の重要構成物への評価が低いのではと感じます。良好な景観を守ったり作り出したりした事例を表彰するなどし、それが街づくりや観光資源につながるような取り組みをしてはどうでしょうか。また、計画の内容を継続して検討したり定期的に見直すことを位置づけられるといいと思います。

(松澤会長)

いただいたご意見は重要なことですし、策定委員会でも前向きに検討したいと思います。

(三浦課長補佐)

辰野町景観条例案について事務局から説明いたします。

(塚間係員)

12月議会に提出予定の条例の案を見ていただきます。

内容をいくつか説明させていただきます。第2条で用語の定義について記載しています。工作物の中で太陽光発電設備等を挙げていることが特徴です。第10条は景観形成重点地区についてです。景観形成重点地区は景観計画の区域の中でもより基準が厳しい地区のことで、必要があればこれを定めることができるとしています。景観計画の中では小野宿を景観重点地区の推奨地区としています。第12条は行為の届出についてで、景観計画の届出の根拠となります。第23条では空き地等の使用について助言をすることができるとしており、近年問題となっている空き地への対策として定めています。附則の中の施行期日は空欄となっていますが、2段階の施行を予定しており、12月か1月に一部施行して景観行政団体へ移行、令和2年4月1日に全面施行して具体的な運用を開始する考えです。

(松澤会長)

景観条例について、委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

【なし】

(三浦課長補佐)

辰野町景観条例施行規則案、景観計画策定スケジュール案について事務局から説明いたします。

(塚間係員)

施行規則案をご覧ください。施行規則は条例より細かい部分を定めたものです。届出の添付書類がどんなものが必要か、届出で使う様式はどんなものか等載っていますので、また目を通していただけたらと思います。

最後にスケジュール案について説明します。本日の会議の後、10月にパブリックコメントを実施する予定です。本日の会議とパブリックコメントでいただいた意見を元に内容を見直したいと思います。その後、府内の他の部局と調整を行い、県の景観担当者へ最終案として提出していきます。県から承認が得られたら景観計画策定員会と都市計画審議会へ最終報告を行い、議会へ条例案を提出、町民や業者への周知、運用開始という流れで考えています。

(松澤会長)

委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いします。

(向山委員)

本日の都市計画審議会による審議は、都市計画法上踏まえる必要があるものということでしょうか。そうであるならば、計画の見直しの際も都市計画審議会に諮る必要があるかと思います。位置づけを教えていただきたいと思います。

(塚間係員)

都市計画審議会からの意見聴取は、必要な手続きとして定められています。変更するときにも意見をいただくことになるかと思います。

(田邊委員)

施工規則の、届出で用意する書類について、どういうものがあると判断しやすいか設計者等と情報交換していってほしいです。記載されているほかにシミュレーションの図や色見本をつけてもらうなど、町独自の必要書類を運用上のお願い事項として定めてもいいと思います。

(松澤会長)

他にございますでしょうか。

【なし】

では最初の議題については以上とさせていただきます。

2) 報告事項

(松澤会長)

駅前まちづくりプラン提案書について事務局より説明をお願いします。

(三浦課長補佐)

説明

それでは私のほうからご説明させていただきます。

お送りさせていただきました資料2であります。駅前まちづくり協議会より平成31年3月20日にまちづくりプラン提案書が町に提出されました。駅前地区は辰野駅前の元町北、胡桃淵、本町1丁目、大橋通りの分区、8.8haの地域であります。この地区は昭和40年の土地区画整理事業の都市計画決定以降、住民からの多くの意見があり事業の推進を保留し平成25年3月に区画整理の都市計画が廃止されました。

しかし、駅前広場や都市計画街路の計画は既決定のまま残っており、都市計画法53条による建築制限がかかったままで、当初から指摘されている市街地環境面の課題は未解決のままであります。

土地区画整理事業区域の廃止にあたり、都市計画変更の用件として、区画整理に変わる地区計画の策定が必要とされており、現在整備計画は未策定のままであり早期策定が求められています。

こうした地域の課題と現状を踏まえ、地元住民の皆様による駅前まちづくり協議会が平成29年4月に設立されて、10回に及ぶワークショップ、視察研修を重ね、作成されたのが本提案書であります。

町では、委員13名による駅前地区庁内検討委員会を立ち上げ受けたまちづくりプランの中身を精査検討し、各関係課からの意見を踏まえながらまちづくり基本計画を策定し住民へ示していきます。このまちづくり基本計画は地区計画にくつづいている地区整備計画につながるものです。

ではプラン提案書について簡単にご説明します。まちづくりプラン提案書は3つの柱からなっています。2ページをご覧ください。

1目標設定を行い、2から方向性が記されています。1つは重点プランになっている(1)まちの顔となる駅とみちづくりです。

うち1つは玄関口にふさわしい駅前広場づくりということで、現在700m²の駅前広場ですが計画では4600m²となっています。利用実態に見合ったものへの見直し、傾斜や段差のない駅前広場をつくる内容となっています。2つ目は都市計画街路の辰野宮前線と辰野越道線は廃止する方向です。県道伊那辰野停車場線を安全で2丁目から連動した歩行空間の実現が提案されています。

(2) 暮らしやすさや心地よさを実感する住環境づくりです。商業地域でなく住宅地域の住環境づくり、地区の防災性の向上、高齢化による空家、空き店舗の活用など提案されています。(3) 地域特性を活かした人が集まり交流するしかけづくりです。これは地域が元気になる3つの提案がされています。

4ページからが重点まちづくりプランとして(1)のまちの顔となる駅と道づくりが細かく載っています。まず駅前通り・地区のみちづくりです。現状は通過交通が多く、二丁目・三丁目には歩道がありますが、その先は整備されていない状況です。歩行者を守り通過交通を抑制すべく、歩道を整備するという方向性です。やむを得ない場合は現道を歩行者優先道路とする提案がされています。道路ネットワークについては安全と快適な暮らしを重視します。駅前広場は必要不可欠な機能の確保と機能分離を行います。また、実態に見合う規模による見直しを行う必要があります。駅前広場の整備案は三つのパターンがあります。ひとつめは、周辺の低未利用地を活用してラウンドアバウトを採用するものです。ふたつめは、広場や低未利用地を掘り下げて平坦なロータリー広場を確保するものです。みつめは、周辺の平坦な低未利用地を活用するものです。

今後のスケジュールですが、10月に府内検討委員会を開催し住民説明会の意見を元に基本計画の検討をしていきたいと考えています。府内検討委員会は年度内再度行い本年度中に基本計画の策定を目指したいと考えています。

令和2年度以降は都市計画の変更をしていくこととなります。基本計画を元に都市計画街路の見直し、用途地域の変更、地区整備計画の策定などが必要となってきますので審議会に議題として上程し説明をしていきたいと考えています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

(松澤会長)

今の説明につきましてご質問等ござりますか。よろしいでしょうか。

(田邊委員)

スケジュールについてですが、来年度に計画案を策定するにあたって、今年度は重点まちづくりの提案をどこまでやるのでしょうか。

(三浦課長補佐)

現在、提案書を受け検討委員会を開催し、内容を見させていただいているところです。基本計画策定までに住民説明会や、まちづくり協議会を開催し、プランを発表して固めていくことになりますが、年度内にプランを確定するのは難しいと考えています。ご意見をいただき、令和2年度に方向性を決めていきたいと思います。令和2年度には、補助事業をいただき防火水槽設置等に着手していきたい、また駅前通りの姿を具体化し補助金をいただいて改良していきたいと考えています。

(田邊委員)

駅前広場についてお聞きします。交通結節機能を重視しているかと思いますが、どういったイメージで検討しているのでしょうか。また、道路の整備についてですが、やむを得ない場合とありますが、やむをえない場合とはどういった状況をいうのでしょうか。私はこのパターンがいいのでは、駅前広場が歩行者優先で人々が集えるというのは素敵な街中だと思いますが、やむをえない場合というのはどれくらいの可能性があるのでしょうか。

(三浦課長補佐)

現在検討中ですので、どれかとまでいえない状態ですが、駅前広場は現在通過交通が多く危ないため、抑制する方策を地元では望んでいます。そういった機能を確保するよう進めていきたいと考えています。

道路については、二丁目から3mの歩道幅員の道路ですので、基本的にはこれを一丁目までつなげることを目標としています。ルート等も検討していきたいと思います。

(田邊委員)

来年度に検討するとき、1/500から1/300くらいの模型を作りみんなで検討してはどうでしょうか。図面だけでは駅前の段差等の姿がイメージしづらく、模型を見ることで、よりいっそう意見が出ると思います。二丁目までの道路についても、駐車帯は部分的にあれば十分かもしれない、ベンチや屋台を出せる空間とするとよい、などより多く具体的な意見が出ると思います。アイデアを出せるような検討プロセスをとっていただきたいと思います。

6 その他

(松澤会長)

それでは、ご質問ないようですので、事務局の方でその他、何かありましたらお願いしたいと思います。

(三浦課長補佐)

本日の議事録についてですけれども、会長に内容を確認していただき、議事録署名委員2名の方に署名をいただいたうえ、委員の皆様にお送りさせていただきたいと思います。

また、なにかご不明な点がございましたら事務局までご連絡いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

(松澤会長)

活発なご意見をいただきありがとうございました。それでは、本日の審議事項は以上で終了とさせていただきます。熱心にご協議していただきまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

7 閉会

(宮原課長)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議事録署名委員

三浦 清



赤羽 孝太

